



# 環境省報道発表

令和4年4月20日（水）

## 北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検査陽性について（野鳥国内 80, 81, 82, 83, 84 例目）

<北海道同時発表>

1. 北海道札幌市で令和4年4月4日（月）及び5日（火）に、北海道羅臼町で4月9日（土）に回収されたハシブトガラス計5例7羽について簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。
2. 上記のハシブトガラスについて、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で遺伝子検査を実施したところ、4月19日（火）に全ての個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出された旨の報告がありました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先  
環境省自然環境局  
野生生物課鳥獣保護管理室  
代 表：03-3581-3351  
直 通：03-5521-8285  
室 長：東岡 礼治（内線 6470）  
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）  
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）  
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

## ■ 経緯

### ・ ハシブトガラス（野鳥国内 80 例目）について

- 4月 4日（月）
  - ・ 北海道札幌市でハシブトガラス 3羽の死亡個体を回収
  - ・ このうち 2羽の簡易検査を実施したところ、2羽から A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 19日（火）
  - ・ 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出

### ・ ハシブトガラス（野鳥国内 81 例目）について

- 4月 4日（月）
  - ・ 北海道札幌市でハシブトガラス 3羽の死亡個体を回収
  - ・ このうち 1羽の簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 19日（火）
  - ・ 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出

### ・ ハシブトガラス（野鳥国内 82 例目）について

- 4月 4日（月）
  - ・ 北海道札幌市でハシブトガラス 5羽の死亡個体を回収
  - ・ このうち 2羽の簡易検査を実施したところ、2羽から A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 19日（火）
  - ・ 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出

### ・ ハシブトガラス（野鳥国内 83 例目）について

- 4月 5日（火）
  - ・ 北海道札幌市でハシブトガラス 4羽の死亡個体を回収
  - ・ このうち 1羽の簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 19日（火）
  - ・ 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出

## ・ ハシブトガラス（野鳥国内 84 例目）について

- 4月 9日（土）
- ・ 北海道羅臼町でハシブトガラス5羽の死亡個体を回収
  - ・ このうち1羽の簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月19日（火）
- ・ 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出

## ■ 今後の対応

- (1) 北海道では、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施しており、引き続き、野鳥の監視を継続します。
- (2) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

## ■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

## 【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

## 【参考情報】

環境省ホームページで大病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における大病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))